

別表第 1（第 5 条関係）

（令元規則 1 1・追加、令 5 規則 2 6・一部改正）

大分類	中分類	小分類
農業		
漁業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業	(1) 電気業 (2) ガス業 (3) 熱供給業	
情報通信業	(1) 通信業 (2) 情報サービス業 (3) インターネット付随サービス業 (4) 映像・音声・文字情報制作業	
	(1) 放送業	(1) 民間放送業 (2) 有線放送業
運輸業、郵便業	(1) 鉄道業 (2) 道路旅客運送業 (3) 道路貨物運送業 (4) 水運業 (5) 航空運輸業 (6) 倉庫業 (7) 運輸に附帯するサービス業	
卸売業、小売業		

金融業、保険業	(1) 銀行業 (2) 協同組織金融業 (3) 金融商品取引業、商品先物取引業 (4) 補助的金融業等 (5) 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	(1) 洗濯・理容・美容・浴場業 (2) その他の生活関連サービス業	
	(1) 娯楽業	(1) 映画館 (2) 興行場、興行団 (3) スポーツ施設提供業 (4) 公園、遊園地 (5) その他の娯楽業
教育、学習支援業	(1) その他の教育、学習支援業	
医療、福祉		
複合サービス事業	(1) 協同組合（他に分類されないもの）	
サービス業（他に分類されない）	(1) 廃棄物処理業	

もの)	(2) 自動車整備業 (3) 機械等修理業 (4) 職業紹介・労働者派遣業 (5) その他の事業サービス業 (6) その他のサービス業	
備考 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する産業を除く。 (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする産業を除く。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる者が関与していると認められる産業を除く。		